

(傍線部分は改正部分)

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(登録の消除)</p> <p>第十条 法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬が生後二十五年以上であつて、かつ、死亡したものと推定される場合には、狂犬病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十六号)第十七条において「令」という。)第二条第二項第三号に規定する特別の事情に該当するものとする。</p> <p>(毒えさに用いる薬品の種類)</p> <p>第十七条 令第七条第二項に規定する薬品は、硝酸ストリキニーネとする。</p> | <p>第十条 削除</p> <p>(毒えさに用いる薬品の種類)</p> <p>第十七条 狂犬病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十六号)第七条第二項に規定する薬品は、硝酸ストリキニーネとする。</p> |